

広島市立大学特待生規程

平成25年 3 月 26 日

規 程 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学（以下「本学」という。）の学部在籍学生の修学意欲の向上を図るため、学力及び人物が優秀で他の学生の模範となると認められる者として表彰する特待生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本学に1年以上在籍し、次に掲げる要件を全て満たしている学部所属学生のうち、人物及び学業が優秀な者の中から特待生を選考する。ただし、前年度において3年次に在籍する者で当該年度に卒業論文、卒業研究又は卒業制作の履修登録ができなかった者、前年度において情報科学部の2年次に在籍する者で当該年度に3年次へ進級できなかった者及び選考時に休学している者は、対象外とする。

- (1) 在籍している年次の前年度に休学していない者
- (2) 在籍している年次の前年度に履修登録した科目（卒業要件とはならない科目を除く。）の成績評価において、「不可」又は「欠席」がない者
- (3) 広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第52条第2項に規定する懲戒の処分（以下「懲戒処分」という。）を受けたことがない者

(特待生選考委員会への推薦)

第3条 各学部の教務委員会は、前年度の学業成績の結果が判明したときは、指導教員等の所見を聴取した上で、特待生候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成する。

- 2 各学部の教授会は、候補者名簿を基に特待生候補者を選考し、次条に規定する特待生選考委員会へ推薦理由を付して推薦する。

(特待生選考委員会)

第4条 本学に、特待生の選考を行うため、特待生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、次に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、副学長（教育・学生支援担当）をもって充てる。
- (2) 副委員長は、副学長（学術・社会貢献担当）をもって充てる。
- (3) 委員は、事務局長、学部長及び学生支援担当副理事をもって充てる。

3 選考委員会は、前条第2項の規定により特待生候補者の推薦があったときは、特待生の選考を行い、その結果を学長に報告する。

（特待生の決定）

第5条 学長は、前条第3項の報告に基づき特待生を決定し、特待生に通知する。

（特待生の人数）

第6条 1年度内において決定する特待生の人数は、次のとおりとする。

- (1) 国際学部にあつては、各年次において3名以内とする。
- (2) 情報科学部にあつては、各年次において5名以内とする。
- (3) 芸術学部にあつては、各年次において2名以内とする。

（表彰）

第7条 特待生への表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として特待生奨学金200,000円を添える。

（特待生の取消し）

第8条 学長は、特待生が特待生として決定した年度において、休学又は退学したとき、懲戒処分を受けたとき若しくは特待生として適当でないと学長が認めたときは、第5条の決定を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定により特待生の決定を取り消された者に対して、特待生奨学金を学長が指定する日までに返還させるものとする。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、特待生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降に本学に在籍する者から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。